

野田市告示第 2 4 4 号

野田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱（平成 1 8 年野田市告示第 4 6 号）の施行に関し必要な様式のひな型を別紙のとおり改め、令和 8 年 8 月 7 日から施行する。

- 1 野田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給申請書
- 2 野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金支給申請書
- 3 野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金支給(不支給)通知書
- 4 野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金支給要件変更申請書
- 5 野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金支給要件変更承認(不承認)通知書
- 6 野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金請求書
- 7 野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金受給資格喪失届
- 8 野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金受給資格喪失通知書
- 9 野田市母子家庭等高等職業訓練修了支援特別給付金支給申請書
- 1 0 野田市母子家庭等高等職業訓練修了支援特別給付金支給(不支給)通知書
- 1 1 野田市母子家庭等高等職業訓練修了支援特別給付金請求書

令和 8 年 8 月 7 日

野田市長 鈴木 有

(表面)

年 月 日

(宛先)野田市長

住所
氏名
申請者 個人番号
電話番号

野田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給申請書

野田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

養成 機関 及び 修業 内容	所 在 地			
	名 称		電話番号	
	修 業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
	修 業 に 係 る 資 格	理容師 保健師 助産師 看護師 准看護師 保育士 介護福祉士 作業療法士 理学療法士 歯科衛生士 美容師 社会福祉士 製菓 衛生師 調理師 その他()		
	准看護師か ら看護師の 養成機関に 引き続き進 学する予定	有 無		
就業又は育児と修 業の両立が困難で ある理由				
過去の受給の有無				
本給付金と同時に 利用する給付金・ 貸付金				
備 考				

同意書
所得状況、住民票及び戸籍等、審査に必要な事項について、公簿等により市の職員が確認することに同意します。
申請者氏名
注 同意があり公簿等による確認ができるときは、添付書類のうち当該確認に係る書類を省略することができます。

添付書類

(裏面)

申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)			
ふりがな 1氏名 (個人番号)		生年月日	年 月 日
	個人番号	続柄	
住 所	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当		
ふりがな 2氏名 (個人番号)		生年月日	年 月 日
	個人番号	続柄	
住 所	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当		
ふりがな 3氏名 (個人番号)		生年月日	年 月 日
	個人番号	続柄	
住 所	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当		
ふりがな 4氏名 (個人番号)		生年月日	年 月 日
	個人番号	続柄	
住 所	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当		
ふりがな 5氏名 (個人番号)		生年月日	年 月 日
	個人番号	続柄	
住 所	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当		
(備考)			

(表面)

年 月 日

(宛先)野田市長

住所
氏名
申請者 個人番号
電話番号

野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金支給申請書

野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

養成 機関 及び 修業 内容	所 在 地			
	名 称		電話番号	
	修 業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
	修 業 に 係 る 資 格	理容師 保健師 助産師 看護師 准看護師 保育士 介護福祉士 作業療法士 理学療法士 歯科衛生士 美容師 社会福祉士 製菓 衛生師 調理師 その他()		
	准看護師か ら看護師の 養成機関に 引き続き進 学する予定	有 無		
就業又は育児と修 業の両立が困難で ある理由				
過去の受給の有無				
本給付金と同時に 利用する給付金・ 貸付金				
備 考				

同意書
所得状況、住民票及び戸籍等、審査に必要な事項について、公簿等により市の職員が確認することに同意します。
申請者氏名
注 同意があり公簿等による確認ができるときは、添付書類のうち当該確認に係る書類を省略することができます。

添付書類

(裏面)

申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)			
ふりがな 1氏名 (個人番号)		生年月日	年 月 日
	個人番号	続柄	
住 所		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
ふりがな 2氏名 (個人番号)		生年月日	年 月 日
	個人番号	続柄	
住 所		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
ふりがな 3氏名 (個人番号)		生年月日	年 月 日
	個人番号	続柄	
住 所		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
ふりがな 4氏名 (個人番号)		生年月日	年 月 日
	個人番号	続柄	
住 所		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
ふりがな 5氏名 (個人番号)		生年月日	年 月 日
	個人番号	続柄	
住 所		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
(備考)			

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金支給(不支給)通知書

年 月 日付けで申請のありました野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金については、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 事 項	支 給	不支給
支 給 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
支 給 月 額	金	円
不 支 給 の 理 由		

注

- 1 高等職業訓練促進継続給付金の支給を受けるためには、野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金請求書を毎月10日までに提出することが必要です。
- 2 養成機関を休学又は1月以上欠席したときは、速やかに市に連絡してください。
- 3 同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき又は世帯を構成する者に異動があったときは、14日以内に野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金支給要件変更申請書を提出してください。
- 4 母子家庭の母等でなくなったとき、本市に住所を有しなくなったとき、養成機関での修業を取りやめたとき等、支給要件に該当しなくなったときは、14日以内に野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金受給資格喪失届を提出してください。

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金支給要件変更申請書

野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金の支給要件が変更となりましたので、次のとおり申請します。

支 給 要 件 の 変 更 理 由	該当する理由の□に「レ」を記入してください。 ☐ 本人の課税状況が変更のため ☐ 同一の世帯に属する者の課税状況が変更のため ☐ 世帯を構成する者に異動があったため
理 由 が 発 生 し た 日	年 月 日

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金支給要件変更承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のありました野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金支給要件変更申請については、次のとおり承認しましたので通知します。

決 定 事 項	承 認	不承認
支 給 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
変 更 後 の 支 給 月 額	金	円
不 承 認 の 理 由		

注

- 1 高等職業訓練促進継続給付金の支給を受けるためには、野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金請求書を毎月10日までに提出することが必要です。
- 2 養成機関を休学又は1月以上欠席したときは、速やかに市に連絡してください。
- 3 同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき又は世帯を構成する者に異動があったときは、14日以内に野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金支給要件変更申請書を提出してください。
- 4 母子家庭の母等でなくなったとき、本市に住所を有しなくなったとき、養成機関での修業を取りやめたとき等、支給要件に該当しなくなったときは、14日以内に野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金受給資格喪失届を提出してください。

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
氏 名

野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金請求書

年 月 日現在、養成機関()に在籍し、修業中であるため、野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金について、次のとおり請求します。

1 支給対象年月 年 月分

2 支給請求額 金 円

3 希望する支払金融機関

☐ ア 指定の金融機関口座への振込を希望

金 融 機 関 名	
口 座 番 号	普通 当座
ふ り が な 口 座 名 義 人	

☐ イ 公金受取口座を利用します。

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
氏 名

野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金受給資格喪失届

野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金の支給を受ける資格がなくなりましたので、次のとおり届け出ます。

受給資格がなくなった理由	該当する理由の□に「レ」を記入してください。 ☐ 母子家庭の母等でなくなったため ☐ 児童扶養手当の支給対象となる所得水準を越えたため ☐ 養成機関における修業をとりやめたため ☐ 野田市に住所を有しなくなったため
理由が発生した日	年 月 日

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金受給資格喪失通知書

野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金の受給資格がなくなりましたので、次のとおり通知します。

養成機関及び修業内容	所在地	
	名称	
	修業期間	年 月 日から 年 月 日まで
	修業に係る資格	
受給資格がなくなった理由		
受給資格がなくなった日		年 月 日
備考		

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(表面)

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
氏 名
申請者 個人番号
電話番号

野田市母子家庭等高等職業訓練修了支援特別給付金支給申請書

野田市母子家庭等高等職業訓練修了支援特別給付金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

養成機 関及び 修了日	所 在 地			
	名 称		電 話 番 号	
	修 了 日	年 月 日		
過 去 の 受 給 の 有 無				

同意書
所得状況、住民票及び戸籍等、審査に必要な事項について、公簿等により市の職員が確認することに同意します。
申請者氏名
注 同意があり公簿等による確認ができるときは、添付書類のうち当該確認に係る書類を省略することができます。

添付書類

(裏面)

申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)			
ふりがな 1氏名 (個人番号)		生年月日	年 月 日
	個人番号	続柄	
住 所		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
ふりがな 2氏名 (個人番号)		生年月日	年 月 日
	個人番号	続柄	
住 所		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
ふりがな 3氏名 (個人番号)		生年月日	年 月 日
	個人番号	続柄	
住 所		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
ふりがな 4氏名 (個人番号)		生年月日	年 月 日
	個人番号	続柄	
住 所		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
ふりがな 5氏名 (個人番号)		生年月日	年 月 日
	個人番号	続柄	
住 所		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
(備考)			

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市母子家庭等高等職業訓練修了支援特別給付金支給(不支給)通知書

年 月 日付けで申請のありました野田市母子家庭等高等職業訓練修了支援特別給付金については、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 事 項	支 給	不支給
支 給 額	金	円
不 支 給 の 理 由		

注 高等職業訓練修了支援特別給付金の支給を受けるためには、野田市母子家庭等高等職業訓練修了支援特別給付金請求書を提出することが必要です。

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所

氏 名

野田市母子家庭等高等職業訓練修了支援特別給付金請求書
年 月 日付けで養成機関()のカリキュラムを修了したので、
野田市母子家庭等高等職業訓練修了支援特別給付金について、次のとおり請求します。

1 支給請求額 金 円

2 希望する支払金融機関

☐ ア 指定の金融機関口座への振込を希望

金 融 機 関 名	
口 座 番 号	普通 当座
ふ り が な	
口 座 名 義 人	

☐ イ 公金受取口座を利用します。